

議案第14号

若狭町印鑑条例の一部改正について

若狭町印鑑条例（平成17年若狭町条例第9号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年2月26日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出する。

若狭町条例第 号

若狭町印鑑条例の一部を改正する条例

若狭町印鑑条例（平成17年若狭町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第17条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」
に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。